

鵬翔流吟友会 規約

(名称)

第1条 この会は鵬翔流吟友会という。

(所在地)

第2条 この会の所在地は会長・梶田喜美代自宅（高知県高知市長浜 5878）に置く。

(目的)

第3条 この会は、鵬翔流吟道の理念を継承して、会員相互の吟道を研鑽し会員の親睦を目的し結成する。

(事業)

- 第4条 1、会員は、目的達成のため師弟間、会員相互の互譲の精神を持って吟道の研鑽に励む。
- 2、鵬翔流吟道の向上と流派を超えて交流する大会を定期に開催する。
 - 3、会員相互の吟道研修と親睦のための研修会を定期的に開催する。
 - 4、鵬翔流吟道を広め、後継者育成のための事業を国内外で行う。
 - 5、吟詠をとおして、一般団体との交流活動を行う
 - 6、鵬翔流吟友会の活動を広く通知し、記録に残す広報記録事業を行う。

(会員及び組織)

第5条 本会の主旨に賛同する者は誰でも会員になることができる。会の方針に反する行動をとった会員、あるいは会費未納者は役員会の決定により退会する。本人の意思で退会する者は、それを妨げない。会の運営は会員により組織され、会の助言と後援をする顧問、後援会を組織することができる。

(会費)

第6条 会の内規により決められた運営会費と稽古会費を支払う。

(役員)

第7条 この会の次の役員を置く。

会長1名 副会長2名 事務局長1名 財政局長1名 会計監査1名とする。役員を補佐する会員を置くことができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(役員職務)

- 第8条 1 鵬翔流吟友会の代表は会長と称して、本会の活動全般を代表する。
- 2 鵬翔流吟友会の副代表は副会長と称し、代表を補佐し事故がある場合は職務を代行する。
 - 3 事務局長は本会の会務を行う。副会長に事故がある時は職務を代行する。
 - 4 会計は本会の会計事務を行う。
 - 5 会計監査は本会の会計監査を行う。

(総会)

第9条 年1回総会を開催し、次の事項を検討する。

- 1、事業計画
- 2、役員改選
- 3、規約改正
- 4、その他

(設立年月日)

第10条 本会の設立年月日は2010年11月28日とする。

付則：この規約は、2010年11月28日から施行する。

付記：本会の役員は、別紙の鵬翔流吟友会役員名簿に記す。

付記：本会の諸活動は、内規として定めることができる。